

今年も降雪の季節を迎えます。

# 除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

大雪は予期せぬ自然災害で、道路交通だけでなく、生活にまで大きな影響を及ぼします。町では除雪・融雪計画を策定し、町内の建設業者9社(融雪剤散布は別に2社)に委託をして、幹線道路、補助幹線道路を重点とし、機械による除雪作業を行うこととしています。

## 皆さまのご協力が頼りです！

- 地域内の生活道路、歩道(特に通学路)などは、地域の皆さままで雪かきをしてください。
- 敷地内の雪を道路に出さないでください。道路に雪を出すと、思わぬ事故の原因となります。

## 町が行う除雪の目安

町が行う除雪は深夜から始め、通勤、通学時には終了するよう懸命に努めています。しかし、積雪の量や降雪の間帯によって作業の進み具合が大幅に変わり、すべての皆さまが満足するような対応ができない場合もあります。

## ● 第1次出動

10センチメートルの積雪が目安です。(主に主要幹線

## 道路と補助幹線道路)

## ● 第2次出動

30センチメートルの積雪が目安です。(1次出動路線と各地域主要生活道路)

## 降雪除雪時のお願い

- 路上駐車や私有物を道路に放置しないでください。機械の妨げになって迅速な除雪ができません。
- 除雪車の通過後、家の出入口に寄せられた雪の除去は、各家庭で行ってください。特に、高齢者世帯などについては、地域の皆さまのご協力をお願いします。
- 狭い路地や日陰など、雪が融けにくい箇所は、各区長に融雪剤をお渡ししますので、地域の皆さままで散布してください。

## ● 除雪した雪を河川や用水に

投入しないでください。水温が低いと雪が固まり、下流で水が氾濫するなど、とても危険な状態になります。絶対に流さないでください。

PTAの皆さまは、自宅周辺の他に、お子さまの通学路の雪かきもしています。とても大変な作業なので、地域の皆さまのご協力をお願いします。

厳しい冬を互いに気持ちよく過ごすため、地域一体となった除雪対策にご理解とご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

町建設課建設係

(内線33・38・75)

## 県道についての問い合わせ先

佐久建設事務所

佐久北部事務所維持係

0267(63)3173

# 水道管の凍結にご注意を！

## 凍結させないために

凍結防止帯は、水道管の地上に出ている部分や浅い地中の部分に巻いて、通電により管を温めて、凍結を防止するものです。なお、凍結防止帯にも耐用年数がありますので定期的な点検をお願いします。

## 不凍栓の使用について

不凍栓を閉めることにより、水道管の水抜きができ、凍結防止になります。不凍栓を完全に閉め、必ず蛇口を開けて水抜きをしてください。(注：蛇口を開けないと空気が入らず水抜きができません。)不凍栓を完全に閉めないで地下で常時水が出ている状態になり、水道料金が高額になってしまいますのでご注意ください。

## 水道管が凍結してしまったら

凍結部分にタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をかけてください。(熱湯や直火にかけてしまうと水道管が破裂する恐れがあります。)

それでも水が出ない場合は、または破裂した場合は、施行業者または指定給水装置工事業者に相談ください。

## 長期間不在にするときは

長期間使用しないときは、必ず不凍栓を完全に閉めてから外出してください。

また「閉栓手続き」をしていただければ、閉栓期間中の料金は発生しません。閉栓される場合はご連絡ください。

## 水道メーターボックス周囲の降雪をお願いします

積雪でメーターボックスの位置が分からなくなり、検針員が検針できないことがあります。ボックス周囲の除雪にご協力をお願いします。

また、ボックス上に物を置いたり近くに犬を繋いだりすることはご遠慮ください。安全確実な検針のためにも皆さまのご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

● 町営水道区域のお客さま

町建設課上下水道管理係

(32)3111

内線15・36・37

## ● 佐久水道区域のお客さま

佐久水道企業団

0267(62)1290

# 小沼地区簡易水道事業と 御代田町簡易水道事業を統合します

町が経営している2つの水道事業を、平成26年度に統合し、ひとつの新たな水道事業とします。

現在、皆さんが日々利用している水道水は、お住まいの地域によって、主に3つの水道事業者からそれぞれ供給されています。

およそ、しなの鉄道沿線北側は「御代田町簡易水道」と「小沼地区簡易水道」から、南側は「佐久水道企業団」から、それぞれ供給されています。

平成26年4月からは、町が経営している「御代田町簡易水道」と「小沼地区簡易水道」を「御代田小沼水道」に統合します。

## 統合する主な理由

安全な水道水を安定的に供給していくためには、配水池や管路などの施設を耐用年数に応じながら、順次更新していく必要があります。また、水道は重要なライフラインのひとつであり、緊急時に備え耐震化も進めていく必要があります。

水道法では、計画給水人口が101人以上5千人未満の場合を「簡易水道事業」、5千人以上の場合を「上水道事業」と区分しています。

現在の計画給水人口は、「御代田町簡易水道事業」が2,850人、「小沼地区簡易水道事業」が4,650人で、統合後には7,500人以上となる予定です。

配水池の更新などは多額の財源が必要となりますが、国からは、簡易水道事業への補助金は交付しないことが示されています。一方で、上水道事業に対しては国庫補助制度があるため、今回統合して上水道事業となる場合、国からの補助を受け、事業を有利に行うことが期待できます。

また、上水道事業では、地方公営企業法という法律の全部が適用されることにより、経理が現在の官庁会計(単式簿記)から企業会計(複式簿記)に変更となります。

現在は現金収支のみの記録ですが、今後は資産評価や負債管理などが必要となり、より明確に経営状況が把握できるようになります。これにより、より効率的な経営が期待できます。

なお、平成26年4月からコンビニエンスストアでの料金支払いができるよう準備を進めています。

## 統合Q&A

Q 統合が決まった経緯は？  
A 平成23年度から、水道利用者の代表で構成される水道委員会や、給水区域を対象とした住民説明会を開催するなど、関係の皆さまのご意見を伺いながら検討を進めた結果、平成26年度(平成26年4月1日)に統合することを決定しました。

Q 統合後の水道の名称は？  
A 水道委員会から答申された意見を基に、2つの簡易水道の名称を残した「御代田小沼水道」という名称になります。

Q 水源などは、統合前と変わるの？  
A 統合しても、元の2つの水道の水源や配水系統は変わりません。

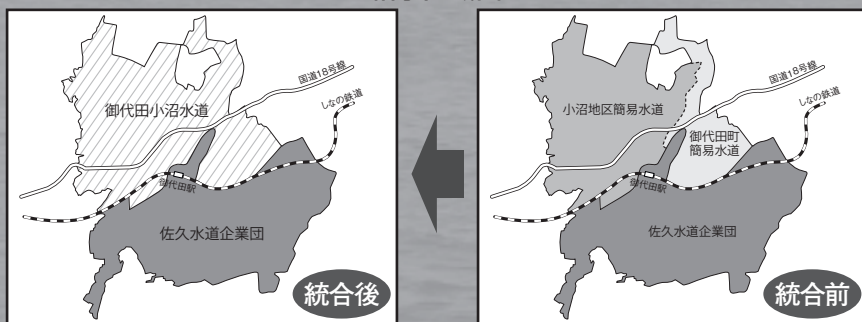
Q 統合すると水道料金は変わるの？  
A 今回の統合を理由とした料金の改定は行いません。また、この統合に関し別途負担金等は発生しません。

これまで以上に経営基盤の安定を図るための統合です。料金の改定は、統合の有無に関わらず経済情勢等を見極め

ながら、定期的に検討していきます。

町営水道に関して、ご不明な点などがありましたら、担当までお問い合わせください。

給水区域図



問い合わせ先

建設課上下水道管理係

(内線15・36)